

平成 29 年 4 月 1 日
事 務 連 絡

独立行政法人日本学術振興会
国際事業部人物交流課

外国人研究者招へい事業 平成 30 年度分・募集要項における変更点

1. 外国人特別研究員（定着促進）の募集停止

外国人特別研究員（定着促進）について、今回通知いたします募集要項における募集を停止いたします。事業見直しを行い、再開する予定です。再開時期については未定です。

2. 電子申請システムでの提出（紙媒体での申請書提出不要）

平成 30 年度募集分より、郵送による申請書の提出を不要とします。申請書は電子申請システムより申請機関（申請者（受入研究者）の所属機関）を経由して、学振へ提出（送信）してください。

ただし、申請機関担当者が作成する「申請件数一覧（兼受入承諾書）」及び「候補者リスト」は印刷・押印の上、引き続き郵送による提出が必要です。

なお、申請期間内に「申請件数一覧（兼受入承諾書）」及び「候補者リスト」が申請機関より本会へ提出されない場合、電子申請システム上で申請書の提出（送信）があっても申請を受理しませんので、ご注意ください。

また、外国人特別研究員（一般）及び外国人特別研究員（欧米短期）の推薦書について、ページ数制限が 1 ページに変更となっておりますので、ご注意ください。

3. 外国人特別研究員（一般）及び（欧米短期）における申請者要件の変更

外国人特別研究員（一般）及び（欧米短期）における申請者について、平成 29 年度募集分まで「助手・助教を除く」としておりましたが、平成 30 年度募集分より削除しました。所属機関において、受入研究者として申請者要件を満たすことを確認した上で申請してください。

4. 外国人特別研究員（一般）における招へいする外国人研究者（候補者）要件の変更

特別研究員との重複申請を制限するため、外国人特別研究員（一般）における外国人研究者（候補者）の要件に「日本国籍を持つ者及び日本に永住を許可されている外国人は対象外とする。」を加えました。